

平成 22 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名     イー・アクセス株式会社  
代表者名     代表取締役社長 深田 浩仁  
                  (コード：9427、東証第一部)  
問合せ先     常務執行役員兼広報室長 五十嵐 尚  
                  (TEL . 03 - 3588 - 7200)

### イー・モバイルとの経営統合に関する検討状況及び日程延期のお知らせ

イー・アクセス株式会社（本社：東京都港区、代表：深田浩仁、以下「当社」）は、平成 21 年 12 月 7 日、イー・モバイル株式会社（本社：東京都港区、代表：千本倅生、以下「イー・モバイル」）との間で、両社間の株式交換の方法による経営統合（以下「本経営統合」）を行うことにつき基本合意書（以下「基本合意書」）を締結し、本経営統合の実施に向けて協議を重ねて参りました。

また、当社は、当社経営陣から独立した立場から本経営統合の是非及び条件等について検討を加えるため、当社社外取締役のみで構成する独立委員会（以下「独立委員会」）を設置し、独立委員会は、独自に起用したファイナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーの支援を受けながら、当社株主の利益を最大化することのできる最終合意をめざし、本経営統合に向けた交渉と統合効果（シナジー）の検証を進めて参りました。当社と独立委員会は、現在も引き続き、イー・モバイルとともに、前向きに本経営統合の条件等についての検討及び協議・交渉に取り組んでおりますが、本日現在、最終合意には至っておらず、当初基本合意書において予定していた日程に従って本経営統合に必要な臨時株主総会を平成 22 年 3 月下旬に開催することは困難であると判断致しました。

このような状況をふまえ、当社は、両社の長期的企業価値をより高いレベルで創造するために、本経営統合に向けた検討及び交渉を更に継続することが当社株主の利益に適うとの判断に至り、本日開催された取締役会において、上記臨時株主総会を平成 22 年 4 月下旬に延期することといたしました。これに伴い、上記臨時株主総会及びこれと同時期に開催する可能性のある当社普通株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 22 年 3 月 13 日を基準日と定めましたのでお知らせいたします。

- ( 1 ) 公告日：                   平成 22 年 2 月 27 日（土）
- ( 2 ) 基準日：                   平成 22 年 3 月 13 日（土）
- ( 3 ) 臨時株主総会開催日：   平成 22 年 4 月下旬（予定）
- ( 4 ) 公告方法：                電子公告（下記の弊社ホームページに掲載）  
<http://www.eaccess.net/>

以上

注：

本プレスリリースには、財務予測その他の「将来予想に関する記述」( forward-looking statements )( 米国 1995 年私募証券訴訟改革法 ( Private Securities Litigation Reform Act of 1995 ) に定義されます。 ) が含まれています。これらの将来予想に関する記述には、本経営統合によるメリット ( 将来の財務及び事業に関する業績を含みます ) 統合グループの事業計画、事業目標、予測および意図、その他過去の事実ではない事項に関する記述が含まれます ( 但し、これらに限られません )。これらの将来予想に関する記述は、当社の経営陣の現時点における見解および予測に基づいていますが、リスクおよび不確実性が伴

い、当社が完全に予測することのできない事象に左右される可能性があります。実際の業績がこれらの将来予想に関する記述から大きく異なる可能性があります。当社は、新たな情報、将来の事象その他いかなる理由によっても、本プレスリリースに含まれる将来予想に関する記述を更新、変更または修正する義務を負わず、かかる義務から免責されることとします。

本プレスリリースは、アメリカ合衆国（その支配領域および領土、各州およびコロンビア特別区を含みます）に向けて公表、頒布、流布その他送付することはできません。本プレスリリースは、本書記載の株式交換その他の方法による本経営統合を米国内で行うものではなく、米国内において株式の販売の募集または購入申込みの勧誘を行うものではありません。本プレスリリースにおいて記載された株式は、米国 1933 年証券法（その後の改正を含みます）またはその他米国各州法に基づく登録は行われておらず、その予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく登録を行いまたは当該登録の免除を受ける場合を除き、米国においてまたは米国内に向けて、当該株式の募集、販売、再販売、交付（直接・間接を問いません）を行うことはできません。米国内において、公募を行うものではありません。